

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等）</p> <p>第四条 法第三十五条の四第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>十九 保健師助産師看護師法第五条に規定する業務（病院等、助産所、介護老人保健施設、介護医療院及び居室において行われるもの（介護保険法第八条第三項に規定する訪問入浴介護及び同法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問入浴介護に係るものを除く。）を除く。）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（法第三十五条の四第一項の政令で定める業務等）</p> <p>第四条 法第三十五条の四第一項の政令で定める業務は、次のとおりとする。</p> <p>一 十八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （略）</p>